

会 議 案 第 5 号

大津市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和4年12月22日

大 津 市 議 会 議 長
伴 孝 昭 様

提 出 者 議会運営委員会委員長
津 田 新 三

大津市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

大津市議会議員政治倫理条例（平成２３年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（審査結果等の公表） 第１０条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。この場合において、前条第１項に規定する陳述書が提出されたときは、陳述書の全部又は概要を合わせて公表するものとする。 （措置） 第１１条 一略一 ２ 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講じ、これを公表しなければならない。	（審査結果等の公表） 第１０条 議長は、審査の結果を<u>速やかに</u>公表しなければならない。この場合において、前条第１項に規定する陳述書が提出されたときは、陳述書の全部又は概要を合わせて公表するものとする。 （措置） 第１１条 一略一 ２ 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講じ、<u>速やかに</u>これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大津市議会政治倫理審査会から報告を受けた審査の結果及びこれを受けて講じた措置の公表については可能な限り早期に実施することが市民の信頼の回復によりよく資するため、関係する規定について所要の改正を行うもの